

令和4年度広島県生活衛生適正化審議会議事録

1 日 時 令和4年9月7日（水） 午前10時30分から11時30分

2 場 所 広島県庁 北館2階 第1会議室

3 出席委員 片島委員，林委員，鈴木委員，原委員，池野委員，田房委員，橋本委員，片岡委員，大串委員，山本委員，加藤委員，面迫委員

4 議 題 一般公衆浴場の入浴料金の指定について

5 担当部署 広島県健康福祉局食品生活衛生課生活衛生グループ
TEL (082) 513-3097 (ダイヤル)

6 会議の内容

〈開会等〉

(1) 午前10時30分，委員14名中12名が出席し，広島県生活衛生適正化審議会条例第6条第3項の規定に基づき，審議会が成立したことを確認し開会。

(2) 健康福祉局長あいさつ

(3) 事務局説明「本審議会及び一般公衆浴場の入浴料金の指定について」

〈議事〉

物価統制令の規定により，知事が指定することとなっている一般公衆浴場の入浴料金の統制額について諮問した。

事務局から改定案について説明し，次のとおり審議を行い，答申を受けた。

委員A 利用者が減っている中，皆さん努力して営業していただいているわけですから，それでもなおかつ経営が困難ということであれば，それらを踏まえて資料で示していただいた計算で妥当なようですので，承認でいいのではないかと思います。日々の経営者の方の御努力に頭が下がる思いですので，そのあたりはよく考えていただきたいと思います。

委員B 私もコロナ禍で利用者が減っていると思いますので，少しでも上げてあげたらいいと思います。

委員C 私も同意見です。昨今の原油高騰，燃料費の高騰，電気料金の高騰で，これだけ科学的に計算してあり，納得がいくと考えます。

委員D 私も同じように，昨今のエネルギー価格の値上げ，物価の値上げがあり，致し方ないのかなと思います。利用者を確保したり，高いサービスを維持しつつ，努力して

いただければと思います。

委員 E

利用者の9割が大人ということで、大人だけの値上げとされたところですが、所要改定率に基づき試算した料金の91%しかカバーできないのですが、それで大丈夫なのかと心配しました。

委員 F

経営者側としまして格差の実態も把握しましたけども、現実的にこのままではとてい合わないという業種になっております。

日本伝統文化の銭湯ということで、今からインバウンドで盛り返してあげたいとは思いますが、何せコロナの時期でもありますし。

経営者は全国平均が69.7歳、広島県に至ってはほとんどが70歳以上になっていて、あと10年、長くできて15年、それくらいが限界ではないかと思っております。後継者ということで子にさせられるかと言ったらちょっと難しい。そういう職業になっています。

広島の場合、銭湯クラブという銭湯を応援してくれている若い人達がいて、その中に銭湯を継業したいという方もおられますが資金がない。現実、半導体不足でお風呂の給湯器が間に合わなくて、2か月待ちとか3か月待ちで、1軒改善してもう10年延命出来るかという、施設の老朽化が進んでいるのでほとんど建て直す以外にないんじゃないかというくらい悪いところが多いんです。コロナの時期だったので大きい銭湯は早く閉まったり休業したりというところが多かったんですが、うちらの場合は休業することなく続けて、運良くコロナは出ませんでした。お年寄りの方は基礎疾患の方が多いので、結局、病院から人の集まる所に行くなということで止められるわけです。ですからお年寄りの数はぐっと減りました。その分、スーパー銭湯とかジムとかに通っていた若者とか中間年齢の人が銭湯を支えてくれていたというのが現状です。今、また少し良くなりかけて施設の良いところに流れて行ったりとかするので、以前よりは減っているのが現状です。

取りあえず100人入浴者数を増やそうということで、皆さんの知恵を出してもらってやっているのですが、結局、100人増えても100人分の電気代が上がるわけです。やっていることが無駄なような状態だけれども何とかしなきゃいけないということで、全国浴場組合の会員さんとも情報交換したりして、何とかくい止めなきゃいけない。

参考資料の7を見ていただいたら分かると思うんですけど、令和2年まで、コロナ前まではボイラーを改善していた浴場というのが結構あるんです。それらはまだ比較的新しいので延命できるんですけど、それ以外の小さい銭湯はボイラーを換えようか換えまいかと悩んでいる。結局、コロナのせいでお客さんも減り自分達の年齢もあるしこのまま廃業しようかなというのが約3割から4割。今組合で薄っすらと把握しているのがそのくらいで、一気に廃業してしまうのではないかと。組合

としては1年でも2年でも延命させたい。その間に継業してくれる人を見つけて何とかやってもらいたいという考えであります。

大きい資本のスーパー銭湯とかスポーツジムなどはもうサブスクで、月々いくらで朝から何回も入れるわけです。そういうところと対抗していかなければならないわけですが限界があります。組合の中でも話し合いをするのですけれども勝ち目がない。どうやったら勝つか。根本的に見直す時が来たんじゃないかという、そのくらい切迫した状況です。

480円という入浴料ですが、サウナが付いているところはサウナ料金を別に作っているんですけど、それについては、施設にお金をかけてされるのだったら決められた料金よりも上乗せしていいですということになっているのですけれども、サウナの助成は全て切られているんです。だから小さい銭湯は小さいままでやっていくしかないんです。物価統制令という限られた金額の範囲内で自助努力でやっていくというのは限界を迎えようとしています。

そういうことを皆さんがいかに理解してくださるかという、あたたかい御意見には頭が下がり、有難いと思いますが、それ以上に、あと残った25軒で何とか1年でも2年でも、というのが私達の思いなんです。それが伝わって行政が動いてくれる、やってくれるということになれば、若い人もまた寄ってきますし、業界自体ももう少し活性化できると思うのですけれども、限界がきているというのが現状で、皆様のお力添えをよろしくお願いいたします。

委員G

同じ組合の中で、先週、新しい店を出したという話を聞いて、行ってみたら古い銭湯が空いて、そこを借りて開店して、雰囲気は銭湯という感じがする飲食店なんですけど、頑張ってねという話をしたんですが、その反面、委員が話されたように、厳しい状況で、皆一生懸命やっている中でも銭湯が今廃業になっていっているということで、非常に身につまされる思いです。これからインバウンドといいながらコロナがやって来て、インバウンドで外国人が戻ってきたら、外国人は銭湯がすごく大好きだという状況になって、それまで何とか頑張っていたきたいという思いです。

委員H

最近の異常気象とか地震とか考えた時に、銭湯が地域の防災拠点になるのではないかなという思いがありまして、地震があった時とか、冠水して自衛隊がタンクを持ってきてお風呂を作って、そこで家で風呂に入れられない人達がお風呂に入っているのをテレビで見えるのですが、今地域にある銭湯を活用して残していくことによって、地震とか災害が来た時にすぐ地域の銭湯を直して、そこへ行政の方達とか町内会の方達とかが地域でお風呂へ入れられない人達を選定して、学校や避難所へ避難している

方々を地域の銭湯に案内して入っていただくということを考えた時に、憩いの場のお風呂だけというよりは、災害とかが起きた時に唯一活用できて、皆さんが避難所でしんどい思いをしている方達が少しでもゆっくりできて清潔を保てるという視点から考えた時にも、やはり町の銭湯というのは残していかないといけないのではないかと思います。

今言われるスポーツセンターとかスーパー銭湯というところは資本主義で経営の方が重要になってくるので、そういう時は一番に締めて営業というところにはかないと思うんです。地域の銭湯の方々は今までも地域に根付いている方達がお客さんです。その人達のために一生懸命努力して地域の人達を大切にして商売をされてきた方々です。こういう時には極力一生懸命地域の人々のために努力して、寝ずに頑張るといふような思いもあって、やはり町の銭湯というものは残していった方がいい。そのためには営業の努力もさることながら、少し補助を出してあげて防災の拠点という位置づけで残していくといふ考え方になっていけるのがいいのではないかなと私は思います。

委員 I

統制額の改定については、11月1日からすぐにもしていただきたいと思います。改定値について、今年の春以降の原油高騰、電気料金の値上げは、昨年度までの値上げ値と全然違っています。私どもの業界も原油高、電気料金の値上げこれに関しては昨年度までの料金改定よりもかなり超過が起っております。今後更に重油、原油価格がどうなるのか不安定な中で、特に銭湯さんも重油とか電気代とかかなり使われるので、また令和4年度の状況を把握していただいて、改定を早い内に見直す必要があるのではないかと考えています。

委員 J

いただいた資料と説明を伺いまして、料金値上げについては今の経済情勢を踏まえてやむを得ないかと思っています。資料によると全国の一般公衆浴場の現数値を見て、既に一般公衆浴場のない都道府県もあるのだということも初めて分かりまして、あと、実際に公衆浴場を運営されている方の平均年齢が70歳に近いということも初めて伺って、公衆浴場も経済情勢で残れるかどうか瀬戸際になっているのではないかと思いますので、そういったところをもっと皆さんに知っていただく必要があるのではないかと思います。先ほど言われたように災害があった時に公衆浴場はやはり必要なところが出てくるとは思いますが、都道府県でないところがあったりすると実際にどうするかといったところも出てくると思うので、そういったところも含めて対策も必要ではないかと思っています。

委員 K

切実な発言を聞かされて、早速に今日でも明日でもすぐ施行していただきたいと思っています。我々が生活する上で欠かすことのできない公衆衛生で根幹だと思

ますので、一刻も早く改定していただき、より良い生活につなげていただきたい
と思います。一方で防災、災害に対してもやはり県として力強い支援が必要だと思
います。行政の方も強靱な体制づくりということを言われていますので、それも踏
まえてお願いしたいと思います。あとは価格が上がったのを支援されていくと、一
般消費者からみれば「価格が上がったの。」って感覚になると思いますので、そこは
広報の仕方とかプロモーションかと思いますが、ここは行政からも「銭湯に行こ
うよ。」という呼びかけをしてほしいと思います。決して同業組合だけの問題ではな
く、県全体として考えていかなければならない課題だと思います。

会長

さて、これまで内容について御審議いただきましたが、前回改定から3年余が経
過し、その間に、浴場組合理事長から御説明がありましたように、重油価格の高騰
等により、公衆浴場業の経営が厳しい状況にあることを考慮致しますと、諮問され
た公衆浴場入浴料金の統制額は妥当なものと考えられます。

よって、本審議会の結論といたしましては、諮問どおり、入浴料金を大人 480 円
に改定し、中人の入浴料金 200 円と、小人の入浴料金 100 円につきましては、据え
置きとするということで答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

全委員

異議なし

7 会議の資料名一覧

審議資料 1 料金改定申請書の写し

審議資料 2 一般公衆浴場の経営に対する調査について

審議資料 3 諮問料金の算定について

審議資料別紙

参考資料 1 広島県生活衛生適正化審議会及び一般公衆浴場入浴料金の指定について

参考資料 2 広島県の一般公衆浴場入浴料金の推移

参考資料 3 全国の一般公衆浴場入浴料金統制額一覧

参考資料 4 全国の一般公衆浴場入浴料金分布表

参考資料 5 広島県の一般公衆浴場の施設数及び利用者数の推移

参考資料 6 一般公衆浴場に対する広島県の助成制度

参考資料 7 一般公衆浴場に対する広島県の助成状況

参考資料 8 令和元年度入浴料金原価計算

参考資料 9 関係法令等集